くらしの情報

平成 27 年度~ 29 年度 介護保険料 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料改定について

■ 65 歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかか る費用や滑川市における被保険者数の見込みなどを基に、 3年ごとに見直しが行われます。

今回の見直しで、平成27年度から平成29年度の保険 料基準額(年額)は、68,500円となります。

また、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やか な保険料設定にするために、所得段階がこれまでの 10 段 階から 11 段階に変更となりました。

- ※年度途中で65歳になられた方や転入された方は、その 日の前日の属する月から月割りでの賦課になります。
- ※介護保険料の納め方には、年金からあらかじめ差し引 かれる「特別徴収」と口座振替または納付書で納めて いただく「普通徴収」があります。なお、特別徴収と 普通徴収は被保険者自身が選択することはできません。

7月中旬に、一年間の 介護保険料決定通知書 または介護保険料納入 通知書を発送しますの で、保険料と納付方法 をご確認ください。



問合せ先

- ◎介護保険料の決定額および納め方に関すること 税務課(内線233・234)
- ◎介護保険料の改定および介護保険サービスに関すること 福祉介護課(内線391・394)

所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方・住民税非課税世帯で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	27,400円
第2段階	・住民税非課税世帯で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	41,100円
第3段階	・住民税非課税世帯で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方	48,000円
第4段階	・本人が住民税非課税、かつ世帯の中に 住民税課税者がいる方で本人の前年に おける課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	58,200円
第5段階	・本人が住民税非課税、かつ世帯の中に 住民税課税者がいる方で本人の前年に おける課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円超の方	68,500円
第6段階	万円未満)の方	75,400円
第7段階	万円以上 190 万円未満)の方	85,600円
第8段階	万円以上 290 万円未満) の方	102,800円
第9段階	・本人が住民税課税 (合計所得金額 290 万円以上 400 万円未満) の方	116,500円
第 10 段階	・本人が住民税課税 (合計所得金額 400 万円以上 700 万円未満) の方	119,900円
第 11 段階	・本人が住民税課税 (合計所得金額 700 万円以上)の方	123,300円
	第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 第6段階 第7段階 第8段階 第9段階 第10段階	第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民 税非課税の方 ・住民税非課税世帯で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・住民税非課税世帯で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 ・住民税非課税世帯で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 ・本人が住民税非課税、かつ世帯の中に住民税課税者がいる方で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・本人が住民税非課税、かつ世帯の中に住民税課税者がいる方で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 ・本人が住民税課税(合計所得金額120万円未満)の方 第7段階 ・本人が住民税課税(合計所得金額120万円以上190万円未満)の方 第8段階 ・本人が住民税課税(合計所得金額190万円以上290万円未満)の方 第9段階 ・本人が住民税課税(合計所得金額290万円以上400万円未満)の方 第10段階 ・本人が住民税課税(合計所得金額400万円以上700万円未満)の方

者

の

医療の確保

に関

につ い高 者医 一療保

合

記まれている。 記せ 先 願 に つ のを 救 き 医療機 急医 () () _ 療 ま 傷 関で 患者 体す \mathcal{O}

緊急性の高い重欠ことで救急外来が る地支た域障 ロや夜間に数 また、軽い 6しょ間 来を方 うの あが、が、かが、 治いれ

適維正持 る休

改正後 改正後 社の総所得金額 主の総所得金額 主の総所得金額 大)通知書をお

+47万円×世帯の被保険の総所得金額等が『33万後 被保険者および世帯 致」より低い世帯の総所得金額等が の総所得金額等が 中 保い 険料 うします。 被 『 び保 33 世 **一 び** 額 険 万 帯

医療機関で受診な負担も高くなりませ

場合を除

ſΊ

て、

。診 得

急病など、

ゃ

療な際

時いに

かされるす。

る

設定されていま診される場合、

いま

す 医

ので費

が

高く

◎休日・夜間に 誘の受診をお願 態を知るために-

します。

Ą

生活習

医い

· 療 機

関で

ま が適 せ つ ん。 い者 ま 療 ħ る対 変更はの保険料 対象世帯 5 でより、

な拡軽お大減

特定健

ただきます。ご自身の健受診状況などを確認されを対象に、電話で特定健

から、ナ

適 特正 定

な健

受診に

つの

い受

て診

医療広域連合事

また、医療機関受診時窓口にお問い合わせくだい場合は滑川市役所 市へ返送されますので、屋 注意くださいる場合がないる場合がなった。 負担金の -週間を経過-なお、お受け取る 割合 いあ 伴 前年 ずますのいる。

国民健康保険税についてのお知らせ

■ 平成 27 年度国民健康保険税の税率・負担額について

度額が引き上げられます。

69万円となります。

円になります。

こととなりました。

区分

均等割額(1人)

平等割額(1世帯)

所得割額

課税限度額

可燃ごみ

不燃ごみ

資源ごみ

資源ごみ (集団回収)

年度末の住民基本台帳人口

1人1日あたりのごみ排出量

合計 (総排出量)

地方税法などの改正により、国民健康保険税の課税限

医療分課税限度額が51万円から52万円に、後期高齢

これにより、国民健康保険税の最高額は67万円から

なお、40歳から64歳の被保険者は介護分も課税され、

保険税率などについては、日頃から、皆さんが健康管

後期支援分

2.0%

6,000円

6,600円

17万円

平成 24 年度

6929.14

426.51

1135.82

788.51 t

9279.98 t

33,818人

751.80 g

介護分

2.0%

8,000円

7,500円

16万円

平成 25 年度

6814.64

426.50

1121.31 t

829.73 t

9192.18 t

33,668 人

748.01 g

理に努めていただいたおかげで、平成27年度も据え置く

医療分

6.8%

25,500円

23,400円

52万円

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大す

るため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対

象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられます。7割

■ 低所得者に係る保険税軽減の拡充について

軽減の判定基準は変わりません。

その場合の国民健康保険税の最高額は81万円から85万

者支援金分課税限度額が16万円から17万円に、介護分

課税限度額が14万円から16万円になります。

次発送した 41週間を2が投かんさいなお、お1で不在の2 まか を経過しますと、まお受け取りのないないでれますので、郵気の場合は「不在票」の場合は「不在票」の場合は「不在票」の場合は「不在票」の場合は「不在票」の場合は「不在票」の場合は「不在票」の場合は「不在票」 5 簡易書留 「不在票」 にて順

後期高齢者医 入高 の齢 皆者 さ医ん療 有効) 度 険者証 を、 に

生活環のます。 境先 課 (内線33 臓いいた とうが は進に でき、ご でき、ご

軽減判定所得(改正前)

○5割軽減

 $A \le 33$ 万円 + **24** 万**5** 千円 × (被保険者数 + 特定同 一世帯所属者数)

◎2割軽減

A ≤ 33 万円+ 45 万円×(被保険者数+特定同一世 帯所属者数)

(世帯の前年中の所得の合計= A



軽減判定所得(改正後)

◎5割軽減

 $A \le 33$ 万円+ 26 万円×(被保険者数+特定同一世 帯所属者数)

◎2割軽減

 $A \le 33$ 万円 + 47 万円 × (被保険者数 + 特定同一世

※世帯の前年中の所得の合計= A

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保 険者となった後も同一世帯に属する方です。

■ 納付回数について

国民健康保険税の納付回数が9回から8回へと変更に

ことから、

み

問合せ先 市民課(内線383) 税務課(内線237)

平成 26 年度 能性 6948.81 t るご 412.97 t あ 可燃ご りみ 1054.70 t まれざ 760.91 t 9177.39 t つの 33,604 人 748.23 g る資

户 1

Ė

か

ら有

7

貧源ごみ 単は9177・39 平成26年度のごえ |年度と比 ら、可燃ごみの量が増加 シとなり ご 26 み 年 の 量が 較 7 ま たて39 。14 t 減 みの に出 して つさ て中てい なり 総排出 か 79 いれ る なの てた

> き続 の み 減量化 月 減量化・資源: うの分け方・1 だ新 きご協力を お おれただれていただけ、出したがれただけである。

平成27年7月1日/広報 なめりかわ

平成27年7月1日/広報 なめりかわ 12